

貞丈雜記

四之(下)

太政官文庫			
三	一	一	一
二	一	三	二
冊	函	七	和
		五	書
		號	門

内閣文庫			
三	一	一	一
二	三	七	二
函	二	五	和
	冊	號	書
		類	

(八)

内閣文庫	
番號	和 11375
冊數	32 (8)
函號	212 16



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



原本の文字など不明瞭な箇所があり

教部省
庫部印

官位之部

官位之部 官位の事は限らずに公家の事をあつた也 其一服武家の事

一七六四

一官位之部 官位の事は限らずに公家の事をあつた也 其一服武家の事

官位之部

官位之部

今ある職と云官舎ハ今武家ありしを後任補の事

也後任出たり是より勤を官と云後任補ありし勤を職

と云大膳職修理職ありし職の字付たりし後任出ありし

官也此の如き事をもつて是も也上右大内裏と云禁

裏の所所がより廣く大ありし時大後任出ありし也今大内裏

も狭く小く後任出ありしなり官もその名をとり職多し

ありしなり

高政官
内庫

高政官
内庫

位ト云ハ座居ト
云事也座ノ字ク
ラトヨム座ニ居
ル次身ノ法也

一位ト云ハ幕中あり列座も時座ありのこま下をさる為の法

也一位ハ一番の座二位ハ二番め三位ハ三番の座すの為

子定ふ事也位階ト云モ位ノ事也

一官を以て任付を任すも云兵庫所子任せり伊勢も子任せり

あとも云敷也職を以て任付を補すも云侍不別當を補す

る截人頭は補する藏人所の役ハ
所取の由ありあとも云敷也

一位を以て任付を叙するも云正三位子叙する正五位上子叙す

るあとも云敷也始々後云位下子叙するを叙爵ト云也

一権官ト云ハ権大納言権中納言又ハ何れハ権助権頭あざ

まの也権ハウリともいふ是る人数の外より人数を以

して任付を権ハ何れ云也

一兼官ト云ハ一人に二の官を任し二役勤むを云

一前官ト云ハ前六納言前陪奉守あとも云の也たは六納

言の人大納言を稱退し一は位づり少官あき時若の大納言

とも也外の官もさるあざい

散位ト云モサシイ
ヒトヨムシ冰夾儀とも右ハ前官の事也散一位あり
とも云敷也

一官位昇進ト云ハ官位修り上の官位をさるみのがるを云也

進の字をいひりともいふ也

一越階ト云ハ位よのがふ小形よのがふし一階越し上る也

がらも云さる正四位下より正四位上よのあり候云候

のあり順也然もよふ四位下より車後之位を叙しや四位
 上を飛越しよのがあるを云也此外もあざとく初めし位は
 次第左へことごとく三十階あり

階ノ字ハキギゴキヨクナリ位ノボルハ
 キギゴキヨクナリ位ノボルハ

正一位	従一位	正二位	従二位	正三位
従三位	正四位上	正四位下	後四位上	後四位下
正五位上	正五位下	後五位上	後五位下	正六位上
正六位下	従六位上	後六位下	正七位上	正七位下
従七位上	後七位下	正八位上	正八位下	従八位上
後八位下	大初位上	大初位下	少初位上	少初位下

右の如し正一位の正の字神の位の対すくさく人の位は対す

ことりて云事多也正二位以下も同

一叙苗と云ハ官位ある人一候上の位クイのかりて官ハ多也
 ありを云位クイよりクイ官ハのかりて多也

一相當と云ハ官ハ位と定りて官と位とカホさまじのつらあ
 云を云也まき官ハ位もまき候官ハ位も候一は叙相當と
 云也まきと云太政大臣ハ正一位後一位左大臣右大臣ハ正二位後
 二位大納言ハ正三位中納言カホ従五位あり官と位と相違の字
 名を云也

一贈位贈官と云ハ死しつる人ノ位を以て付付を贈位と云官
 を以て付付を贈官と云贈ハをくつるよむ字也死人ノ官位

を送る終也

一官の役目はとめつゝを職掌と云

一品二品と云ハ親王の位也一位二位と云ハ同 事あるも

も親王の位をたつと云下位をたつ位と云親王と天子

の御二男三男又ハ御兄弟は親王と云ハ号成り免れ也

一除目と云ハ官を任ぜしむ時ニシの政事也正月ハ縣官アガタメシの除目と

つ諸國の風土を任ぜしむ秋ハ京官ミヤノカミ除目と云云於て居る人

を官に任ぜしむ又修附シユヅク除目と云修附は行中事也あり

大臣ハ除目の附任ぜしむ節會フシノヒを行はしむ也任大臣節

會と云

縣トハイナカノ
事也諸國ヘソカ
ハサルハ國司ヲ
侍命ルハ故アガ
カメシト云

一叙位ジヨイと云ハ正月五日六日の比は行りる是の人々は位を任付付時

乃政事也近代ハ叙位除目ジヨイジヨモクと云は終了行をわす

一節會セチエと云ハ天子御あり御あり御あり居下は御あり

御酒宴あり元日の節會白馬ハクバの節會踏歌タカカの節會豊明トヨアカリ

節會立后節會立坊節會任大臣節會あり

あり其祝式ハ西宮紀北山柳江家次方公事根原俊醍醐天

皇年中行事あり云書ありあり

一上卿シヤウケイと云ハ大臣大中納言の内何れも中ナカの公事の奉行

を勤む人を云つ上卿と云也

一内弁外弁ナイベンゲベンと云ハ禁中公事を行はしむ日の奉行を内弁と云

史記周本紀曰王
御ト云其日ノ上
ハ大中納言ヲ上
言奉行ノ公吏ヲ
上卿ト云大中納
ノ公事ハ大臣ヲ
御トハ大臣奉行
多々羅向奉云上

ふりし上卿の事也外并ハ内并の次より内并の子位とひきす
依役也ナガハシツホ子も常よりニウトウノナイシあつたはり貴り計りし也

一長橋局ナガハシツホ子と云ハ勾當内侍の事也女中也女中ナイシツカサハ内侍司と云官

あり天子の御側ナイシノカミあり勤る役也ナイシノカミより尚侍ナイシノカミと云その次を

典侍ナイシノカと云ナイシノカ次を掌侍ナイシノカと云この掌侍ハ四人あり四人の内并一の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居るは後所の名を長

橋局と云残三人の掌侍ハ上ナカ氏を付けし源内侍藤内侍

と云也四人の内後ハありしを新内侍と云勾當内侍勅ナカ

りけりし書物フミを女奉書ニヨホウシヨと云沙門シヤモン醫者等の官位シヤ

より勾當内侍の次より上卿ト傳ふ也女奉書の事を

内侍宣ウチノサツと云也ウチノサツヲダイシセシト云フハ
又別ノ事ナリホニシルス

一攝政セツシヤウクハバク関白セツシヤウクハバクと云ハ二の名也先攝政セツシヤウクハバクハ天子御幼少ニヨテイ欲又ハ女帝

ありウチノサツ時ハ大長ウチノサツと云人ありしを天下の政事を取

行し人をも也ウチノサツ相切ウチノサツの天子十五の以年ウチノサツまでありしを

勤ウチノサツ十六の以年よりありしを其役をやめり天子ハ自政

事をウチノサツ行ひしをウチノサツ一府ウチノサツ又ありしを御免ウチノサツ

天下の政事をウチノサツあつたはり関白ウチノサツト云也ウチノサツ比時ウチノサツ一層ウチノサツの宣下ウチノサツ

悪座ウチノサツの時位のウチノサツ以年ウチノサツよりあつたはりウチノサツ一善ウチノサツあり悪座ウチノサツすウチノサツき由ウチノサツはウチノサツ傳ウチノサツ付ウチノサツあり

関白ウチノサツのウチノサツ一ウチノサツの人ウチノサツとも云也天子以年十五ウチノサツよりハウチノサツ攝政ウチノサツと云以年

十六より関白ウチノサツと云勤め方ウチノサツハ同一事也

関白ノ二字あり
ウチノサツト云ト云
ウチノサツト云ト云
ウチノサツト云ト云
ウチノサツト云ト云

上卿と云は任官の
者大勢ありて
の役人共命り
受する時一
の上首を上卿と
す

一口宣クセシと云は任官の時以者を何の官に命じ給ふを調へて書せし

職事シキジの方より職事トハ職人上卿以下知する状を口宣案と云也

一宣旨センジと云は右の如く職事上卿以下知する時口宣の類を以て上

卿より外記以下知する状を宣旨と云之

一綸者リンと云は右の如く上卿より外記以下知する時宣旨の類を

受て書り出す状を綸と云

一位記イキと云は官位の證文の紙成物也任官の者大長を初名其

う里に役人列座して評議ありて其後一處に寄合する攝政

関白左右大臣大中納言辨あどく云役人の名を書き別をす

ては人ハ坊切ホコチリより坊官より付付と云事を書する

中位記と云は巻物に天子の御業不承

一宣命センメイと云ハ天子の號しめしを人々告げしめし依傍の書物

也其宣命をよむ所する役人を宣命使と云

一准后ジュンコウと云は准三宮と云も同一事也天子の御祖母を大皇

太后宮タイコウと云同御母を皇太后宮と云同御妻を皇太后宮

云を命り三宮と云也大臣あどの人後天子は號しめし

より右の三宮は准せし事あり三宮は准せし事あり

位を准するよりあしあし右の三宮のありし禄は准せし事也

三宮のありし禄の禄を授けし事也

一院インと云は仙洞センドウと同一事也天子の即位を告ぐるあり

一遷任セシニとも轉任テシニとも云ふ別の官ミカドあり奉也役多也

一將軍宣下セシゲは征夷大將軍の官を以て作付奉也

一禁色宣下キンシキは衣束に禁色を用ふ奉を以てあり奉云禁色

は禁制の色也コトムラサキコキクシヤイ深紫深紅を上古に禁色と云ふ事也

古以来織物の装束を用ふ事故也云々云々禁色を用ふ

事云々但束帯は村居する袍ハカマより装束に違ふ織物

あれども是は御免の法にもあり定りて是は物也

一禁色は奉枕草紙オチウケ云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

ねしキシ君達タタあり奉キも云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

せりキも云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

せりキも云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

書云オチウケ云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

せりキも云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

せりキも云六位の藏人サクラに是をあをめぐら

のゆゑに禁色あり

一兵杖宣下ヒヤウバウセシゲは兵杖と云ふ兵具の奉也大刀タテも奉也

是は大刀タテをも奉也夫を持川役カハあり奉隨也

も云々云々を兵杖宣下と云ふ武官の人タテに以て奉也

を法也オチウケ文官オチウケ人の御免あり奉は

関白あり奉大将オチウケを兼め奉は

御免あり奉也オチウケ太上天皇タニヤウテンノウ

天子オチウケの御免あり奉は天子より隨也

を付する也

一隨身と云ハ左邊衛右邊衛の官此下役は將曹府生番長
近衛ありと云役人あり此役人何れも其をもち胡録を

原公大力をもち大將中將少將は付するを隨身と云
左右衛門等同左 左右兵衛等同佐ありもれつ也

一文官武官と云の禁裏内外の守護とて武道よくする役
を武官と云左邊衛右邊衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛

左馬右馬兵庫おどの御所武友也大臣をもち武友をもち
きい何れも文官也

一御即位と云紫宸殿と云此殿へ皇子出御する天下

のくそ初世親式をいへ天子の御位は清きありと云

一踐祚と云ハ御世をいひて皇太子内とて御位につく
ありと云踐祚と云ありと云御即位ハありと云

あり

一大嘗會と云ハ御即位の事を日本の神々告げると云
あり禁裏中あり行をいへ也大神事あり

一國母と云天子の御母をいへ也

一天子の御身を玉飾と云御顔を天顔とも龍顔とも云御心を

天機と云御苦勞を宸襟と云是れを獻す也と云感一覽

臣等を獻感と云御立腹を逆鱗と云此勅書を勅勅と云物

を御後所を敷覽と云御病を御惱と云御裁許を天
裁勅裁と云御免を勅許と云作を論言と云又勅詔と云
又勅命と云御盃を天盃と云御苑を崩御と云以忌中
を諒闇と云御壽命を室算と云御位を室祚と云御出
を行幸と云仙洞御出を朝勤行幸と云御還を還行と云
他所へ泊りゆを還行と云御自筆を宸翰と云宸筆を
勅筆と云御座所を玉座と云御所を禁中禁裡禁闕
鳳闕大内内裏と云内之づくりと云假名免は御座らぬ所を
皇居と云御旅宿を行在所ト云御輿を鳳輦と云御車を
聖駕と云御寢所を夜御殿と云御基所を基盤所と云

朝餼ハ御膳ヲキ
コレメスル所也
ナリ

御膳所を朝餼と云御食物を供御と云女中執部を對
と云御亭を鈎殿と云御番を勤を宿直と云當夜目を上
目と云御あそびを御遊と云宸遊と云御馬を龍蹄と云
物を御上るを奏聞奏達と云禁裏へ入るを参内と云官位
の御禮御上るを拜賀と云
一院と云天子御位をのぐれ所也又太上天皇太上帝上
皇あどく御所を本院の御所仙洞仙院あどく御所
中の事を本院中洞中あどく云院御座ら成時當今
位をのぐれ所新院と云御所を本院と云御所
院あどく御所と云院の御所を兼て文子書ら院宣と云

御使を院使と云御出を御幸と云

一東宮をトウククウ春宮トウカクウと云東宮乃御視を文書リヤウジを令与と云

親王后宮あどのも令与と云御出を行啓と云物をトコロ出御

を啓すトコロと云又啓達と云御書を御息所トコロと云

一攝家ハ攝政セツケ園白エンハクある家也天子テンシ此家老の家也清光セイコウと云

ハ攝家セツケは攝政セツケ園白エンハクある家也天子テンシ此家老の家也清光セイコウと云

也大臣家と云ハ大臣ダイジンある家也ササキも大将ダイジョウを兼カミるのハ

ありす羽林家ウリンケと云ハ初中将少将チュウシュウジョウありりハ大中納言チュウシュウナクワン冬後フユノノチノノチ

ある家也名家と云ハ儒学ニホウガクの家あり辨官ベンカン藏人頭ソウジンカウありの家也

諸大夫家と云ハ種タネ家あり四位五位シイイを極位ゴクイとする家之數カズ量

よりりて大中納言チュウシュウナクワン並ナラぶなりハ地下チカの家筋也

一位階イイカウと云ハ位イのイ也階カウハカウきカウと云カウもカウあカウむカウ位イハ正一位テイイチより少初

位イ下カウありカウ位イ下カウありカウ故也

一京都將軍時代キョウトクワンジキの書カキハ官途クワンドとあるハ書カキハ官のイ也但諸侯シヨウの

文録ジュレクの事コトをハ官途クワンドと云カウもカウ官途クワンド文録ジュレクとあり

一受領ジュレウと云ハ國司クニノシのイを云武藏守伊勢守ムサシノシイセノシあどノの款也

一左衛門サエモン右ミナ衛門サエモンの字ナリをクミカウと云カウのハ也又カウと云

と云左衛門サエモンのイありカウと云也カウ給殿キツテンと書カキテカウクミカウと云

左衛門サエモン右ミナ衛門サエモンあどノのイありカウと云也

一兵部ヘイブ太輔タイホ式部シキブ少輔ショホあどノ太輔タイホをカウと云カウのハイ細ホソあり

一少輔を志せりしは、あやまり之を中計云々少輔乃
字を改めぬるを音を引けり、初てあやると云也

一主水、内膳、正采女正あざむの正、かくきと云、あやると云、あは
まけり也

一大夫をすくはるは、云ともありたり、左近将監別あり左近大夫修理大夫
大膳大夫皇太后宮大夫あざむの正、たの正、偶りて云也、左い

ふ、水東、云、時、五位の事、之弘安禮節あざむの正、五位の事を
大夫と書れり、た、之を左近の尉、六位の官也、左近の尉、あ

り、る人、五位は叙せむを左近の大夫と云也、源義経、左近の尉
あ、檢非違使の判官を兼ひ、五位は叙し、る、あ、大夫判官

と云、也、左近将監掃部助も、従六位の官也、五位は叙せむを
左近大夫掃部大夫と云、外も何れ、大夫と云、五位は、初下

上、六位田、と、位より、り、田を、給、む、五位は叙せむ、田、八町を
給、る、今、知、行、る、如、六位より、以下、田を、さ、す、位、お、直

に、米、を、さ、す、の、今、の、切、果、の、如、依、り、五位は叙せむ、を、叙、爵
も、り、て、大、は、叙、摸、と、り、る、也

一何れ、の、官、ふ、り、も、四、分、と、一、役、は、役、人、甲、丁、り、る、也、四、分、と、云
か、と、す、け、あ、ら、う、さ、ら、ん、ど、さ、う、み、大、歌、く、申、け、小、歌、か、ら、の

た、申、け、を、す、る、く、あ、ら、う、ハ、一、役、の、内、を、お、せ、ま、や、さ、ま、あ、ら、う、役、之
一、役、中、の、れ、あ、ら、う、を、す、る、く、さ、ら、ん、ハ、筆、者、の、役、は、付、く、る、諸

書付書き留書をすくかゝると云字ハ御頭大夫正長官總守
と書くすけと云字ハ輔助亮佑次官佐官ハ佐官と云字ハ丞
尉祿進判官と云字ハ録属令史主典目志と云字ハ書也官
リテ文字かゝるなり 職名抄百寮訓要政
あつたかゝる

一判官をせんぐんと云と云也源義経も檢非違使尉を判官と云
勘解由判友あとの尉ハせんぐんと云也檢非違使尉を判官と云
尉ハせんぐんと云也源義経も檢非違使尉を判官と云
せんぐん及と云也

一官位の唐名と云ハ中務の中務ハ日本の中務の勤方ハ似る中
書ハ吏部と云兵庫の唐名ハ武庫と云掃部ハの唐名ハ洒掃と云

官職難後曰大閣
トハ唐名ニ関白
ヲ持申サレタル
時申也御出家ア
レハ禪閣ト申也
考く羅湖春云太
閣世ニありてハ
了括圖ありの外
ハ無

一太閣タイコウと云ハ関白の父を云也法琳ハの禪閣ゼンカウと云也夏太閣
号也ハ宣下あり之後照念院殿装束抄ニ太閣拜頰ト云
事ありられハ宣下ありてを知

一源氏長者チヤウシヤと云ハ源氏の内ウチに官位クワンイをもと人ヒトを源氏長者チヤウシヤと云ハ源氏チヤウシヤのいふ限りカハす藤原フジワラも橘トチも平ヘイも官位クワンイをもと人ヒトを何ナニ氏の長者チヤウシヤと云也ナリ天子テンシよりヨリ以モてテ名ナあり也ナリ

一淳和ジュンワ院シヤウガク并シヤウガク學院シヤウガクの別當シヤウガクのウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ
源氏の長者チヤウシヤと云ハ人ヒトを学文シヤウブンの支配シヤウヒするを別當シヤウガクと云將軍家シヤウケンカハ源氏の長者チヤウシヤと云ハより淳和ジュンワ并シヤウガク學院シヤウガクの別當シヤウガクありナリ又マタ学館院ガクケンと云ハ橘氏の学文シヤウブンのウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ
一依ヨハ橘氏の長者チヤウシヤあり後世ゴセ九條クウジョウ及キ学館院ガクケン別當シヤウガクニ成ナり也ナリ
梅ウメ家の社家シヤケども橘氏トチより九條クウジョウ及キ学館院ガクケン別當シヤウガクニ成ナり也ナリ
一依ヨハ橘氏の長者チヤウシヤあり橘氏トチの長者チヤウシヤのウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ

九條殿クウジョウテンハ後系氏ゴケイシあり

一今時イマトキ武家の輩イモカフハ位イを四品シホンと云ハウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ

云クモびキも也ナリ親王シンウの位イを一品イチホン二品ニホン三品サンホンと云ハ無位ムイをム品ホン

と云諸王シヨウ諸臣シヨウの位イを一品イチホン二品ニホン三品サンホンと云ハ無位ムイをム品ホン

位イ今義解イマキカイと云親王シンウ稱シヤウ品ホン者シヤウ別シヤウ於シヤウ諸臣シヨウ也ナリあり親王シンウの位イを

品ホンと云ハ諸王シヨウ諸臣シヨウの位イを一品イチホン二品ニホン三品サンホンと云ハ無位ムイをム品ホン

の位イを四品シホンと云ハウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ

一今武家イマブケあり宰相サイサイと云本名ホンナハ参議サンギ也宰相サイサイハ参議サンギの異名イナミナ也ナリ

關東クワントウの人ヒトハ宰相サイサイと云ハウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ

一如木イチヨボクと云ハウチニツの院シヤウガクハ源氏の学文シヤウブン所シヤウブンハ各也ナリ

西三條裝束抄云
退紅白丁是等ハ
下部ノ着物也望
持香持等ノ着物
也退紅ハ能家ニ
貝スル也我教公
大将御拜賀次充
云退紅仕丁云

東鑑卷二建政月
三頼朝ノ奏狀云
從維頼朝身有其
答又時者自公家
何無所依依哉
今以被及傷穿主
法師之忿怒奈本
堂公家即是皆禁
裏ヲ指テ公家ト
云ナリ
後鳥羽院宸記ニ
其時ノ天子順德

院ノ御事ヲ公家
ト書タマヘリ

履傘ツカサあどを指の役也白張カサト云ハ白布の指衣也如木退紅カサト云

の義教公卿元服紀多あり白張ハト云ナリテ木のゆート云

退紅カサト云モイヤキ者の服也退紅トハ桃色カサト云布乃

指衣也それをあど指退紅ト云也又色赤ク少黒クあるにあ

多それハ真の退紅ハあど指退紅也履傘あどを指の役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓

公家ト云本ハ禁裏を指テ云也今時公義ト云ト同ハ公家

あト云ハ禁裏の指ト云也禁裏ヲ公家ト云ハ將軍家ヲ公方ト云ニ同シ

位署書の事書れハ都子あトす皆自稱ニハアラフメト訓ナリ

侍讀トハ天子ノ御學文を指テ云也其公ト云ハ學子文

ふとあどぬ管法ハニダシの道おハニダシト云々を文侍讀ト云云也

一人ト書テしちあんとよむハ天子の御事也しちのひとよむハ

関白の事之ひとよむとよむハ人数を云ふ也

一官位のお実ハ官職秘抄又職原抄又百寮訓要抄あど云々

らあり何れも板行ハニダシト云書物屋ハニダシあり云々

一靴負ユギト書テゆげユギト云む也ゆき多ト云むハあやまりあり

ゆきおいと云ふを累ユギト云ゆげユギト云也靴負トハ左衛門右

あつり吳名也左右衛門ハ弓矢を帯ユギト云禁裏の御門を指

る役也靴ハ矢を入る物也靴を負ふ役あるハ靴負ユギ佐靴負

尉ユギあト云也ユケイヲ今ユキエト云フハアヤマリ也

周亜夫あり、（周亜夫の）指湯をうけ、門をひらき天子を入せしや
 たり文帝は用をきびききをもめあひて外の陣屋の者
 もふふもあをびまするや、周亜夫は陣屋に大将のり付
 きひききあし下りて用かよふ一誠の大将也と感ドあり
 ありと也柳堂の柳の字ハ細柳の柳の字也堂の字ハ陣
 屋を云也右の故事より將軍の轉所を柳堂と云
 一大樹と云ハ將軍ハ吳名也唐土あり若漢の代ハ馮異と云大
 將あり戦後外のくくハ我切（我切）あり自ら自慢（自慢）一々きかひ
 ありかき痛しありそいハ馮異一人き大ある功あり
 ありとも自ら自慢せず退く大ある樹の下に居る人

ありとも氣色ありと也此大切ありと云はくありと
 ありとも身を危うくするに礼義をもちせず志のち大ある
 事をもく感ド入るも也此大樹量ありと云はくありと大樹
 を將軍異名と云はく也大ある樹の下に居る人大樹と云
 一門跡の坊官（坊官）と云ハ髪をきき僧衣をきて白袴をき一ハ
 腰刀をさす人の力也、（さや巻）真勲を念ハ書子を持ち也柳門（柳門）は方
 々奉公する者也坊官の力を廳勢とも云之、（東宮の官人を坊官ト
 とも門跡の坊官トハ
 別の
 子也
 一侍法師と云ハ門跡（門跡）ももらする者也これハ髪をききす
 の侍あり僧（僧）ハあり千古ハ僧也法橋法眼（法橋法眼）あり也

一外記ゲキと云ハ禁中ギンチュウ太政官タイセイカンと云役所の右筆ウデノシの願也

一官勢クワンセイと云ハ右の外記ゲキの下シタは左大史サダシ右大史ミダシ左少史サダシノサマ右少史ミダシノサマと云右筆あり二人之内ウチノ内ウチの一ヒトの左大史サダシのみを官勢クワンセイと云あり今ハ左

大史一人あり其を任生官勢ニキウケンセイと云也

一警蹕ケイヒツと云ハ天子出御テウゴの時トキ先サキをシいの終ハをシ也シ涉殿セツテンの内ウチ

あり外ソト出デのトキ也シ警蹕ケイヒツありシ終ハのトキ也シ也シ後醍醐ゴトキヨ

天皇ノ日中行事ニチチュウコウジを見えり又古コのシ也シ也シ

らシ古コのシ也シ也シ是家卿シヤケイの明月記メイゲキ

あり天子テウジありシ道路ダウヂありシ儀ギ也シ也シ

蹕ヒツをシ也シ江エ談タンと云ふ書シヤあり警蹕ケイヒツのシ也シ

の物モノカカおオそれレ退ヒくクよりシ源氏ゲンジの河海抄カウカウシヤウ又ハ台記ダイキ也シ

後世ゴセもモおオそれレとシもモ微コホ也シ也シ

是故実コトをシ也シ也シ

ひヒとシ也シ也シ

先サキ供トモのシ也シ

也シ

一文位ブンイ勲位クンイと云事コトあり文位ブンイと云事コトの正一位テイイチイ從一位ジュイチイ以下イカの位

の事コト也勲位クンイと云ハ勲クンハ勲功クンコウと云軍イクサありシ高名タカナと云事コト

もモ云シ也シ勲功クンコウありシ人ヒトもモ褒美ホウビと云勲位クンイと云位イをシ也シ

勲位クンイハ勲クン一等イツドウ勲クン二等ニトウありシ勲クン十二等ジュニトウありシ也シ

令ニ註ヲ加ヘタ
ル書アリ令我解
ト云也板行ニア
リ又集解ト云モ
アリ是ハ板行
バナシ

勲一等の人ハ正三位の下後三位の上ニ為テ是ハ勲二等の人

ハ從三位の下正四位上の人ナリ上ニ為テ是ハ勲三等也此次方ハ委細

令ト云書の内乃官位令ト云部ニ記シテあり見テ知テ神

皇正統記ニ云北畠准后上古ハ勲功ありて官位ニすむ

ありき帝の官位の外ハ勲位ト云一名ニテ一等より十二等

ありあり位の人ありて勲功たりて一等より正

三位の下後之位の上ニ為テ是ハ勲三等又ハ位

人ト云テ是ハ勲位ト云

天子の以寢ありてをみ

り由也是時衣の如く女嬬ニヨビユ少敷の内をあらわす也

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

み

漢人ノ唐名ヲ侍
中内侍ト云

官職雜義ニセシト云也

雜記四

四十八

親王の姓は平
あどの姓は平
て人長あゆみ
あゆみ

一 遜位とは天子の御位をありなきあやをるは遜位と書て
良をありなきあゆみあり讓位乃事也

一 公車と云はまぐと禁裏ゆてさうおとありの御儀式公車
の惣名也今村武家ゆて争論を公車と云はあやまり之
論をくくると云は口車ノ字ありて

一 諸王と云はまぐと高見王高望王経基王あどの親を云之
天子の御子も親王の号を御免ありて親王と云其親王の御子

を諸王と云ては名宗の下に王の字を付てさうあり是天子
乃御孫也又ゆえも諸王也人目下ありあゆみ長を終り
て姓を名宗ゆあり

一 内親王とは天子の御孫も親王乃号も御免ありて云
法親王とは天子の御子も出家ありあゆみ此方は親王の

号を御免ありて云也
一 入道親王とは只今迄親王ゆては是れは方利髪ゆて佛

道ゆ入りあゆを云あり
一 無品親王とは親王の御位をば一位二位とてさす一品

二品あゆ云也品は位の事ゆ御位はさす無位ゆて親王
と云号はかりゆえあゆを無品親王と云也

一 皇嘉門院安嘉門院建禮門院あゆ天子の御子法親王
あゆ御母を貴とて門院と云号を奉るゆ也御

母姑以隱居而為女院ニヨイ也也嘗ニ於東乃建禮門ケンレトと云湯
門乃邊邊ニ女院の御所をニ建禮門院ト云之此
外ニ推シ知ス也也

一重祚テウソクと天子の位をニ重ニなり也又ニ天子トハ
御位ヲつク事ヲ常ニあり也何レガレあり
テキ事ヲ有ル事アリ

一御宇ギョウの二字あり也御代ト云カ也
天下テンカをニ治メ

兼管ハスベラル
ルトヨム也

一被管ヒツパンと云ハニ官ノ下ニ支配ス官ヲ云ク事トハニ中務ナカフツ
省ノ支配ス下ニ大舍オホセ寮シヤウ圖書寮トウブシヤウ内藏寮ナイザンシヤウのニ被管ス

中務の支配スをニ美シ官ト也也

被管の管の字ハ竹ノ下ノナリ

一被接ヒセツ官ト云ハニ官ニ付キ海ト官ト也也支配スをニ美シ官ト也也

其官ヲ接シ付キ事トハニ中務ナカフツ省ノ侍從シヤウジヤウ内記ナイキ

あり也外ニ多シ

一流リウ外官ト云ハニ相ノ當ノ位ト官ト也也内舍ウチノセ

人リ中務ナカフツ省ノ官掌クワンシヤウ大政官ダイセイクワン此ノ位ト官ト也也

一令外リヤウゲの官ト云ハニ令ノ書ヲ書キ裁ス官ト也也令ハ文ヲ

武天皇ムチノミコ以テ代リ大寶元年ダイホウノトシ撰シ書ヲ也也

一立坊リウバウと云ハニ天子ノ御世ノ御ノ中ニ

天子ノあり也御世ノ御ノ中ニ

大聖令養老令ト
云ナリ

増ハ東宮ノ事也

より仰付し事多し 追捕使といふは謀反人執獲者をいふ事 それよりし

つ後鎌倉より守護職地頭職とあはけり武士を諸國へ

を守護地頭小諸事をいふ事 はるる天子より

是より 國司より付をも用ず 武家のよりあはさるる

天子ハ名をとり日本はあはさるる 也何事も後

鎌倉へ いふ事 あり 也 後鎌倉

將軍あり 也 京都將軍あり 也 信長秀吉あり 也 代より

徳裏ハあり 也 武家ハ年々盛 也 あり 也

一 ハチノケ 八外 也 出羽 也 秋田城 也 相摸 也 三浦

トイタテヤウスケ 鎮守府又ハ按察使 其ノ事ハ重キ官也

通記
トハハ三浦
ハ相摸也
ニ居住スル
ノ相摸也
ルヲ三浦ト
父モ以前相
ニテ在レラ
ノ大ニト云
モ准ジ知ヘ

下總 也 千葉 也 上總 也 上總 也 伊豆 也 野 也 加

賀 也 富 也 周防 也 大内 也 遠 也 井 也 八 也

云侍の面目 也 官也 也 官職難義云叙位入内 也 外階 也 内

階 也 入 也 外階 也 五位 也 外後五位 也 姓の残 也 者 也

直 也 後五位下 也 叙 也 傳 也 先外階 也 叙 也 後五位下 也

叙 也 也叙位の時 也 入内 也 の勘 也 外記内階 也 入 也 べき者 也 記

して 也 系 也 守 也 筆叙 也 也 也 中家の外記 也 外階 也 中一年

以後記 也 申 也 清家外記 也 外階 也 成 也 聖年 也 勘 也 文 也

載 也 也後五位下 也 外階 也 あり 也 當 也 時 也 皆思 也 傳 也 上

又安康正ノ比ニハ符衣ヲ召ルハ夏ハ止テ
所寫帽子御衣ヲ召ルハ冬ニナリル歟

一北面始名目抄云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也
彼輩トハ北面ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ルハ北面始ト云ナリ

一殿下ト稱スルハ唐ノ皇后太子等を令レテ殿下ト云天子
をさして陛下ト云ハ同ニ義也日本ニても上古ハ皇太子を指テ殿下ト云ル也公式冷日名えり知るは後代ハ閉白を指

一殿下ト稱スルハ唐ノ皇后太子等を令レテ殿下ト云天子
をさして陛下ト云ハ同ニ義也日本ニても上古ハ皇太子を指テ殿下ト云ル也公式冷日名えり知るは後代ハ閉白を指

一木鳥ト云官乃事官職秘抄の壺井義知が頭書ニ云木鳥之意俗
モクナリ 説區々也皆不足信用必不可取也天皇ノ御世ヲ千宮ノ名ニウチ 春宮舍人之中兼左右衛門
尉之者是木鳥也兼左者云左木鳥兼右者云右木鳥木鳥ノ所 江家次男
其外實錄所見但木鳥之字義不分明俗説多皆不當也何ニハ木鳥ト云ラソケハ知レズ可也

一番長ト云ハ義教公御元服記ニ云隨身番長一人番頭八人下
バンチイワ 藤之御隨身五人ト云ハある近衛府乃官於下役シヤウサシ 將曹府
生番長近衛ト云役人あり此中番長近衛を隨身セウバンチヤウコン 也番長ト云近衛
近衛ノ舍人凡云サレバ近衛ト云フナリ 也役人左右

番長二字トモニ
ゴリテバンヂヤ
ウト云ナリ

近衛府より六人ありある内八人馬の違者あり
一人番長ト云ハ中一人隨身乃長ト云ハ

